室内空気中化学物質の指針値(案)について

室内空気中化学物質の指針値は、現時点で入手可能な毒性に係る科学的知見から、ヒトがその濃度の空気を一生涯にわたって摂取しても、健康への有害な影響は受けないであろうと判断される値を算出したものであり、その適用範囲については、特殊な発生源がない限り全ての室内空間が対象となる(シックハウス(室内空気汚染)問題に関する検討会中間報告書その4—第8回~第9回のまとめ)。

今般、第22回シックハウス(室内空気汚染)問題に関する検討会(平成30年8月31日開催)における検討を踏まえ、以下のとおり指針値(案)を提案する。 なお、指針値は、今後集積される新たな知見や、それらに基づく国際的な評価作業の進捗に伴い、将来必要があれば変更され得るものである。

指針値(案)

	(現行)	(改定後)
キシレン	870 $\mu \text{g/m}^3$	$200\mu\mathrm{g/m^3}$
	(0.20 ppm)	(0.05 ppm)
フタル酸ジ-n-ブチル	220 $\mu \text{g/m}^3$	17 $\mu g/m^3$
	(0.02 ppm)	(1.5 ppb)
フタル酸ジ-2-エチルヘキシル	120 $\mu \text{g/m}^3$	100 $\mu \text{g/m}^3$
	(7.6 ppb)	(6.3 ppb)

※注; 2-エチル-1-ヘキサノール、2,2,4-トリメチル-1,3-ペンタンジオールモノイソブチレート及び2,2,4-トリメチル-1,3-ペンタンジオールジイソブチレートについては、関係者が対策を講ずるに当たり、科学的知見及び技術的観点から実効性に疑義のある値が提案されている可能性があるとのパブリックコメント等の意見を踏まえ、「ヒトへの安全性に係る情報」、「代替物の情報」等を引き続き集積し、国際動向も踏まえながら、指針値の設定について再検討する(現行の指針値なし)。

また、エチルベンゼンについては、これまでの指針値改定案において、LOAEL で評価していたが、海外のリスク評価において NOAEL で評価しているものもあるとのパブリックコメント等の意見を踏まえ、指針値改定案を再検討する(現行の指針値; $3,800\,\mu$ g/m³ $(0.88\,ppm)$)。